

管理 No.	不 048
--------	-------

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署：市民部 スポーツ振興課
(スポーツ振興係)

根拠区分	条例・規則
処分の名称	学校開放による施設の利用の取り消し又は中止
根拠条例・規則の名称／条項	奈良市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則(昭和50年奈良市教育委員会規則第4号)第9条
処分権者	教育委員会
処分基準	<p>【根拠規定】 奈良市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則 (取り消し又は中止) 第9条 教育委員会は、この規則若しくはこの規則に基づく実施細則に違反し、又は管理指導員の指示に従わない利用者に対しては、その利用の取消し、又は中止を命ずるものとする。</p> <p>【基準規定】 奈良市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則施行細則 (利用の制限及び取消し) 第6条 利用の許可は先着順とし、同一団体の利用は1ヶ月3回以内を原則とする。 2 利用許可証を交付した後でも、利用日に警報等が発表され、利用者に危険を及ぼすおそれがある場合等特別の事情が発生したとき、開放校長は、利用の取消し又は利用場所の変更の指示を行なうことができるものとする。なお、この場合において、利用者に不利益等が発生した場合でも、教育委員会は、一切その責を負わないものとする。</p>
聴聞・弁明の機会の付与の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 聴聞 <input type="checkbox"/> 弁明の機会の付与 <input type="checkbox"/> 適用除外(行政手続条例第13条第2項第 号該当)
最終更新日	平成31年 4月 1日更新